

環境保全型農業直接支払制度について（ご案内）

この事業は、化学肥料や化学合成農薬の使用を熊本県で定める慣行レベルから5割以上低減する取り組みに加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みに対して支援する事業です。

対象者は、農業者の組織する団体等であって販売目的で生産を行い、国際水準GAPを実施していることなどが要件となります（国際水準GAPの取り組みは指導や研修に基づく取り組みの実践で、認証取得を求めるものではありません）。

申請をご希望の方は、令和2年5月29日までに農政課有機農業推進係までご相談ください。

主な取り組みは以下のとおりです。

カバークロープ

主作物の栽培期間の前後いずれかに、緑肥（レンゲ等）を作付し農地へ鋤き込むことで炭素を土壌に貯留し、地球温暖化防止に貢献する取り組み。

堆肥しよふの施用

土壌診断結果に基づく施肥管理計画により、作物の生育に必要な量の堆肥を主作物の栽培期間の前後いずれかに施用することで、肥料成分の流出を抑制し水質保全に貢献するとともに炭素を土壌に貯留し、地球温暖化防止に貢献する取り組み。

有機農業

慣行的な栽培方法にて化学肥料及び化学合成農薬を使用している作物について、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない営農活動を行うことで、生物多様性の保全等に貢献する取り組み。

冬季たんすい湛水

冬季間の水田にて湛水管理（最低2カ月以上）を行うことで、水田地帯の多様な生き物を育み生物多様性の保全に貢献する取り組み。南阿蘇村では、地下水保全活動としても取り組んでいます。

対象取組	交付単価
カバークロープ	6,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業	12,000円/10a
有機農業 （そば等雑穀、飼料作物）	3,000円/10a
冬季湛水管理 水張りに加えて有機質肥料散布、畦補強等の実施により交付単価が異なります。 ※4カ月以上の水張りの場合、2,000円/10aを加算	4,000円/10a } 8,000円/10a

※同一のほ場においては、1つの取組に対してのみ対象となります。

※活動が終了した後は、実績報告書の記入の他、取組状況がわかる写真や生産記録等が必要となります。

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が予算額を上回った場合は、減額されることがあります。

〈問い合わせ〉農政課 有機農業推進係 Tel (67) 2706

令和2年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
					普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****					第1期
5月	6月 1日(月)		第1期	全期		
6月	6月30日(火)	第1期				第2期
7月	7月31日(金)		第2期		第1期	
8月	8月31日(月)	第2期			第2期	第3期
9月	9月30日(水)	第3期			第3期	
10月	11月 2日(月)		第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(月)	第4期			第5期	
12月	12月25日(金)				第6期	第5期
1月	2月 1日(月)				第7期	
2月	3月 1日(月)				第8期	第6期
3月	*****					

◎口座振替を申し込まれている方は、毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

（27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）

◎12月は納期限12月25日(金)・口座振替12月21日(月)になります。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。

◎村県民税及び固定資産税の納付書は、第1期に全期の納付書を送付しますので支払い忘れにご注意ください。